

第2回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年10月22日（月）

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1202会議室

○司会 それでは、第2回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪、長瀬が行います。

それでは、よろしくお願ひします。

○石崎参事官 規制改革推進室の石崎でございます。よろしくお願ひします。

私のほうから1. と3. を説明しまして、長瀬参事官から2. を説明をさせていただきます。

まず、1. 関係者ヒアリングでありますけれども、健康保険の住所変更とJ-LISの手数料負担ということでございます。

もともとの問題意識は、資料1-1の別紙にありますけれども、行政手続コスト削減に向けてということで、私どもの行政手続部会のほうで、デジタルファーストに向けてということで、4. (2) ⑤マイナンバーを利用したバックヤード連携の費用負担の妥当性について、電子化促進の観点から検証する。例えば、住所変更を把握するために地方公共団体情報システム機構に照会する場合、1件当たり原則10円の手数料が徴収される。

これに関しては、関連で、団体として新経済連盟から、地方公共団体システム機構（J-LIS）に情報照会される場合、費用の妥当性の検証などを実施すべきということで、これについて総務省からあらかじめ回答をもらっておりまして、J-LISは法律に定められた国の機関から法律に定められた事務の処理に関し、求められた場合に、住基ネットの「本人確認情報」を提供することとされ、この場合、法律の規定に基づき手数料を徴収している。この手数料は、本人確認情報を提供するためのシステムの構築・運用に要する費用に充てているが、これだけで全ての経費を賄っているものではなく、都道府県からの負担金を得てシステムを維持している。なお、本人確認情報の提供を受けるか否かについては、法律で定められた機関等において、その提供を受ける場合の手数料のコストと、提供を受けない場合に別途の手段で情報確認するコスト等を比較した上で御判断されるものであるという回答を得ております。

それを踏まえまして、資料1-1に戻りますけれども、あらかじめ行政手続部会のほうから、厚労省、総務省の質問事項として2つずつ投げておりまして、厚労省に対しては、1. (1) にありますが、協会けんぽは中小企業等が入っている全国健康保険協会です。これについては、住所変更の届出が、基礎年金番号とマイナンバーのひもづけにより省略されることになっておりますけれども、一方、健康保険組合の加入者については、現時点で従前どおり必要となっている健保組合加入者について、マイナンバーをキーとして、健保

組合からJ-LISへ照会することにより10円の手数料が掛かり、費用対効果の面で全面的に導入することには至っていないとのことであった。これが去年10月、今年2月の行政手続部会で厚労省から説明があったわけでありますけれども、その手数料の引き下げにつき総務省と協議を行う予定と、行政手続部会、5月29日に聞いていたわけでありますけれども、これについての協議の進捗状況いかんと。

(2) これから健康保険証の機能をマイナンバーカードに実装するということであるけれども、そのときの住所変更届での手続は不要となるという理解で良いのか。

「2. J-LISの手数料負担について(総務省)」ということで、手数料について検証すべきとの指摘も経済団体からあったけれども、手数料と都道府県からの負担金がそれぞれの程度の収入となっているのか。

(2) として、健康保険組合の住所変更届の省略の件のように、手続の簡素化の観点から、費用を低廉にして、より利用を広げていく方向で検討すべきではないかということ投げ掛けております。

それに対する回答が、資料1-2から1-3にかけてであります。

最初は資料1-2、厚労省からの回答でもありますけれども、協議の進捗状況いかんということに関しては、回答の①にありますように、本年6月に協議をスタートさせている。健康保険組合における住所変更の件数や確認の頻度等を検討しつつ、総務省と協議を行っている。費用対効果を検証の上、健保組合の意見も聞きながら、引き続き検討してまいりたいということでありました。

マイナンバーカードに今度は健康保険証の機能が実装されれば、その段階で住所変更届での手続が不要になるかということでありますけれども、これは結論的にはそうではないということでありまして、①にありますように、住民票の住所情報等そのものを保険者が取得するものではないということなので、仮にこのマイナンバーカードに健康保険証の機能が実装されることをもってしても、住所変更の手続が不要になるということではないということであります。そのマイナンバーカードを健康保険証として利用できるということは、2020年頃を目途として厚労省としては考えているということでありました。

資料1-3でありますけれども、金額的に言うと、都道府県のJ-LISの住民基本台帳ネットワークシステムの構築・運用に係る収入は、平成29年度としては、都道府県負担金14.3億円、情報提供手数料32.2億円となっているということであります。

続いて、より利用を広げていく方向で検討すべきではないかという論点であります。現在は、年金受給権者の現況届の提出省略、その他、ここに掲げてあるような利用目的で利用されているが、本人確認情報の提供を受ければ、健康保険組合側でもメリットがあるのではないかということ考えている。

その次の○でありますけれども、提供手数料は、住基ネットの運用経費のうち、地方公共団体以外の利用者への情報提供に必要となる額として、その情報提供見込み件数を踏まえて設定することとされた。手数料の引き下げ、手数料自体、水準が不適切とは考えてい

ない。本人確認情報の提供を受けるか否かについて、利用しようとする機関等において、手数料等のコストと情報確認をするコストを比較した上で判断してもらっている。1つの機関が大量に本人確認情報を利用し、かつ、その1回当たりの処理件数が極めて多いものについては、手数料の減額を行っている例もあり、健康保険組合についても御相談に応じているということでもあります。

これについては委員から幾つか指摘がありまして、例えば、今度、健康保険証、健康保険組合がこれに加わってくるといった場合に、収入のほうは総務省のほうからコストの提示があったわけですけれども、追加的に健康保険組合が入った場合にどれだけコストが増えるのか。例えば、電気代等しか増えないのか。ほかにも増えるような要因があるのかということ。これに対しては、総務省のほうからは、大体50億円ぐらいの運営費が掛かっていると。

それから、健康保険組合が増えることによりどれだけコストが増えるかということについては、データを今は持ち合わせていないといった回答がありました。

それから、多くは年金機構ということでもありますけれども、本人確認の件数としては、大体今は7億件ぐらいであるというお話がございました。

最終的には、行政手続部会の高橋部会長のほうから、利用件数を大幅に拡大する方向で値下げをすべきであるといった指摘がございます。

とりあえず私からの説明は以上でありまして、また質問等があれば答えさせていただきます。

2. 民泊のほうをお願いします。

○長瀬参事官 2番目の議題は民泊でございまして、今日は観光庁からのヒアリングを行いました。

今日の説明の前に、経緯等を簡単に申し上げますと、この民泊に関しては、今日は行政手続部会で議論をやったのですけれども、従前は規制改革推進会議本会議で議論をやってまいりまして、参考資料としてつけてある、後ほどごらんになっていただければと思うのですが、今年6月に民泊の新法ができて、さらにいろいろ事業の届出が伸び悩んでいるのではないかといった状況の中で、7月に意見書というものを出した。それがこの資料の末尾にあるものでございます。

この意見書の中では、事業の届出が伸び悩んでいるのではないかという中で、特にオンラインシステムなど、手続の問題については多々課題があるだろうということを指摘してございまして、そういった課題に関して、今日、行政手続部会という場で御議論を頂いた。そのためのヒアリングをやったわけでございます。

ざっと観光庁からの説明の内容でございますが、資料2にございます。

3ページ目以降ですが、まず、前段の話でございます。観光庁からは、事業の届出件数の現状とか、あるいは関係省庁を含めた意見交換をやっていて、いろいろ今後の改善策を考えたという状況について紹介があったわけでございます。そうした状況の上で、幾つか

のポイントについて、どんな対応を行っていくのかということについて説明があったわけ
でございます。

まず、1番目が、8ページ目以下の話でございます、オンラインシステムの利便性、
使い勝手の問題について説明がございました。

説明の中では、これは10ページのところからあるわけでございますが、何らかの形で、
今、システムを使っている人は6割に達していると、これは左の円グラフでございます。

そういうような状況と、あわせて11ページでございますが、実際に事業の届出の事務処
理を行う自治体の方などからは、棒グラフでございます。いろいろ使い勝手の改善を求め
るような要望もあるという状況について、説明がございました。こういうような状況を受
けて、観光庁においては、12ページにあるような対応をこれから予定していくというこ
とで、オンラインシステムのいろいろな改修等でいろいろ対応していくという紹介がござい
ました。

これに対していろいろ議論がございまして、特に先ほど申しました、6割の人がオンラ
インシステムを使っていると言うが、その内訳を見ると、完全な形でオンラインで手続を
終えている人はそのごく一部であると。電子認証という形で手続を経ている人は、先ほど
の10ページを見ていただきますと、20%ぐらいではないかと。こんな指摘もございました
し、そもそもこの民泊というものは、いわゆる商売人だけではなくて、普通の生活者がホ
ームステイの一環でサービスの提供の主体となっているようなものであるのだから、シス
テムが使い勝手のいいものにならなければいけないし、かつ、そうした商売人ではない一
般の人が使いやすいようなものでないといけない。そこはよくよく確認の上でシステムの
改修などもやるべし等の議論がございました。

その次の論点でございますが、13ページからでございます、自治体が事業の届出の受
付をやるわけでございますけれども、その届出受付事務の簡素化に関して説明と議論を行
ったところでございます。資料の順で言いますと今のページの下の方でございますが、観
光庁においては、まず、自治体に対して実態調査をやりましたということで、幾つかの点
が明らかになったということでございまして、システムを推奨しているのですが、そうで
はない自治体もある。もっと言えば、書面のやり方を推奨している自治体もあるというこ
とでございました。

あと、窓口の相談のやり方も、窓口での事前相談を義務づけている自治体も一部にはあ
ったとか、特に議論になりましたのは、届出に合わせて出さなければいけない添付書類で
ございます。法令に規定されている以外の書類の提出を求めている自治体が多いというこ
とで、住民票あるいは周辺の地図等々の書類を求めているところが多く見られる、その点
については本当に改善の余地はないのかということで、多々議論がございました。

議論といたしましては、こういった追加の資料提出がなぜ求められているのかというこ
とでございまして、何を根拠に求められているのかということでございまして、仮に条例
を根拠にやっているということであれば、それは法律の趣旨の範囲を超えるようなことで、

それは問題があるし、大いに是正すべきであるし、そもそも条例の根拠すらなしに行政指導等でやっているということであればおかしい等々の多数の意見が出されたところでございます。そのようなことが2点目でございます。

最後が3点目の項目でございます。資料では17ページでございますが、これは民泊新法以外の法令に関係するような手続の問題について、ヒアリングと意見交換というものを行いました。関係法令というのは、18ページに書いてございますが、消防法に基づく手続とか、廃掃法に基づくごみ処理の手続、あるいは水環境の関係で水濁法、下水道法に関する手続があるということでございますが、これについても観光庁の考え方ということで、それぞれについて説明があったわけでございます。

観光庁からの説明といたしましては、まず1つ、消防法については、いろいろ広報も行われているし、合理化等の取り組みもあるなど、従前から連携も図ってききましたので、引き続き連携を図って、制度の周知や手続の迅速化などもやってまいりたいということでございます。

他方、その他のごみ処理、水回りの水濁法等の話でございます。この基準については、民泊サービスの事業も一律に事業として現実として扱われているので、観光庁としては、もう少し柔軟な運用について、要請、お願いをしていきたいと、こういう話でございました。これに関しては、要請をするというレベルではなくて、もう少し強力に、徹底して、そういった一律の扱いがもう少し柔軟になるように強力に取り組むべきであるということで、委員からも意見が出された状況でございました。

民泊の関係は以上でございます。

○石崎参事官 それでは、3番目の議題で、個人事業主の事業承継の許認可等についてであります。

資料3であります。もとの問題意識は3ページにありますけれども、中小企業関係の団体等から寄せられた要望でありまして、飲食店や酒類販売、などの個人事業主が、親から子へ事業を承継する場合に、今の事業主が死亡すると相続となって簡単な手続で届出で済むのですけれども、生前の事業承継に関しては改めて許認可を取り直さなければならないということで、非常に手間が掛かるということ。そういったものが問題意識であります。

4ページにありますけれども、個人事業主の生前の許可取得に関しては、以下のような事業者の声が上げられていると書いてあるとおり、本来、事業内容を把握している先代が存命のうちに経営を譲り受けたいが、生前に承継する場合は、手続が煩雑、すなわち新規の許認可を取り直さなければならないということで、相続の開始まで事業承継の手続を待っている等の声が上がっております。

5ページから6ページに細かく書いてありますけれども、5ページにある、要すれば、個人事業主が死亡した際に子が相続する場合には簡易な承継届で済むのですけれども、例えば、孫が相続するとか、生前の承継ですとか、従業員が承継する場合には、新規許認可ということで多数の添付書類や検査等が必要になる。

具体的に必要な書類の対照表が7～11ページにありますけれども、左側が先代死亡時の相続のときであって、右側が先代存命時でありまして、存命時の場合は、営業設備の設置図とか、もろもろの図面とか、証明書等、割と煩瑣な手続が必要になっているということでもあります。

一方、12ページにありますけれども、相続承継規定ということで、今、言いました食品衛生、飲食業ですとか、美容師とか、理容師とか、クリーニングとか、こういうものは新規の許認可が必要なのですけれども、一方、ガソリン販売ですとか、高圧ガスとか、こういったタイプの事業に関しましては、生前の親から子への承継の場合でも、全部事業譲渡ということで事業譲渡をする場合に新規の許認可が不要だという規定があります。

そういった中で、17ページにありますけれども、改善案としては、親族内外の承継、1、2、3にありますけれども、1にある民法上の相続順位にこだわらず子供でなくて孫や兄弟が承継するときも、簡易な承継を可能とすべきではないかとか、相続のみならず先代が存命のときも簡易な手続で承継するべきではないか。あるいは、従業員の親族外への承継も、簡易な手続による承継を可能とすべきではないか。

こういった論点ペーパーをとりあえず事務局として部会に提示させていただきまして、これにつきましては、委員のほうからまた御意見をいただきながら、改善して、許認可を所管する各省庁と議論を開始していきたいと考えております。

とりあえず事務局からの説明は以上になります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたらお名前と御所属をおっしゃっていただいて、御質問いただければと思います。

○記者 朝日新聞のウチダといいます。

このJ-LISの手数料の1件10円のこの根拠、それは質問してもきちんと回答されているような印象を受けないのですが。

○石崎参事官 根拠そのものは、今の本人確認に関して言うと、50億円ぐらいの収入があって50億円の支出があると、総務省のほうから説明がありました。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、部会の委員のほうから、この本人確認の手続の件数は今7億件なのですけれども、これがどんどん増えていった場合にどれだけコストが増加していくのかということについては、総務省のほうからも、現時点でその数字として持っているわけではないという回答がありました。

○記者 実際に1件10円のコストが掛かっているのですか。要するに、この10円だけでは足りなくて、ほかのことを入れてカバーをしているみたいな、総務省はそういう返事ですよ。

○石崎参事官 総務省の返事そのものでいいですと、資料1～3にあるように、都道府県の負担金が14億円、情報提供手数料が32億円、これが収入側に立っていて、支出側も、今のところは50億円ぐらいの運営費が掛かると言っていました。運営費の内訳がどうなっ

いるかという説明はないです。

○記者 あと、協会けんぽは既に導入しているということで、協会けんぽは1件10円を払っているということなのですか。

○石崎参事官 補足しますと、それは部会のほうでも議論があったのです。協会けんぽに関して言うと、年金機構が入手した情報を協会健保に渡しているのですから、年金機構は大口割引ということで1件3円を払っているのですけれども、協会けんぽは払っていません。

一方、今度は健康保険組合のほうは、手数料を払わなければならないということになる。これに対しては、委員のほうから、もともとの問題は、住所とマイナンバーと年金番号なり保険の番号のひもづけを、制度を見直してちゃんとやって、保険組合のほうも、そういった追加的な負担をなくすようにすべきではないかという指摘がありました。省庁側は、今の制度がそうになっていないということですが、委員からはそういった制度も見直すべきではないかという話もございました。

○記者 健保組合がやる場合は、個別に各健保組合がJ-LISとつないでやるようなことになるのですか。

○谷輪参事官 そうなると思います。協会けんぽのほうは、年金機構が年金の事務とその協会けんぽの健康保険の事務を一体になってやっていますので、そういう意味で、先ほど申したように、その情報を融通し合うことが可能なのですが、健保組合はそれぞれ独立した組合です。

○記者 社会報酬の診療基金か何かを通じてやるのではなくて、各健保、トヨタ健保とか、朝日新聞健保だとか。

○谷輪参事官 さようでございます。

○司会 お願いいたします。

○記者 朝日新聞です。

J-LISの住基ネットの追加ですけれども、少し前に会計検査院のほうで、この年金機構の健保が10円を取っていたような話もあったと思うのですけれども、そういった話は議論にはなったのか。

○石崎参事官 会計検査院の指摘に関して議論になったということではありませんけれども、今、申し上げましたように、住所とマイナンバーと年金番号、この辺の連携をもっとよくするような仕組みを使って、事業者が余分な負担をしないようにすべきではないかという御議論がありました。

ちなみに、年金機構は毎月本人確認をしているのですけれども、今、健康保険組合のほうは、年1回の住所変更確認をしようということで考えているそうです。その案を厚労省から総務省に投げていて。

○谷輪参事官 仮にそういうことならどのぐらい下げられるかということで照会しているという説明がありました。

○記者 つまり、年に1回添付をやると幾らぐらいの手数料が掛かるということなのですか。

か。

○石崎参事官 2900万人、健保組合の組合員がいるということで、1年に1回という説明だと思います。

○記者 掛ける10円、2億9000万。

○石崎参事官 仮に10円だとしたらですね。

あとは、議論としては、本当に健康保険組合は住所変更を確認する必要があるのかという話もありました。要すれば、普通の企業と一体なので、そこまで確認する必要があるか。これに対して、厚労省のほうから、確認する必要がある。それは、医療費の通知とか、健康診断の通知とか、私どもも、要すれば、会社からもらっている場合もあれば健康保険組合から通知しているケースもあるそうで、後者の場合もあるので、住所変更は必要だということでありました。

○司会 お願いいたします。

○記者 読売新聞のオカモトといいます。

すみません。民泊のほうの関係で、資料2の14ページ、実態調査というものなのですが、この②と③で、それぞれ事前相談とか現地調査とかを義務づけたり推奨したりしているところもありますという、これはそもそも多分、民泊新法のほうでは規定されていないものになるのですよね。それぞれ事前相談とか現地調査というのは。

○長瀬参事官 法律で立入検査は権限にあるかは確認してみます。少なくとも法律レベルで事前相談については、それをやれとか、やってはいけないとかは規定されていません。

○記者 事前相談も実地調査も特に法律には規定されていないのですよね。

○長瀬参事官 実地調査については、受理の際にやるという話ではなくて、受理されて事業を運営するに当たって、立入検査ができますよと。法律上はこう明記がされています。

○記者 もともとやるためにクリアしなければいけない、義務的なところでは、それぞれ事前相談や実地調査はないということですよ。

○長瀬参事官 ありません。

○記者 それが、法律で規定されているわけではないのにやっている実態がこれだけあって、それを簡素化してくださいみたいなものが規制改革推進会議の委員の先生からいろいろ出ていたというような理解で、その簡素化をしてくれというのが今まで流れではないですか。その中で、ハードルとしてこういうものが設けられている実態をここで明らかにしている。

これは、それぞれ、例えば、自治体の条例とかに規定されていてやっているところの数とか、特にそういうものは出ていなかったですか。

○長瀬参事官 そここまで明らかな説明はございませんでした。

○記者 これ、101自治体から調査をしていて、全部これの回答は出ているものなのですか。

○長瀬参事官 101自治体というのが。

○記者 同じ資料のところに、「関係自治体（全国101自治体）」と書いてありますけれど

も。

○長瀬参事官 どこかはまだ回答未了だという説明はありませんでした。

○記者 では、多分全部出ている。

○長瀬参事官 はい。

○記者 これは都道府県と政令市と中核市とか、そういう感じですね。

○長瀬参事官 都道府県と、あとは保健所を設置している市町村ですね。中核市とももちろん重なるところでございますが。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

それでは、第2回行政手続部会記者会見を終了いたします。ありがとうございました。